

来年度の検討における方針・課題（案）

1. 品目の追加の検討について**(1) 平成18年度に募集する新規提案について**

例年通り提案募集を行う予定

(2) 新規提案以外の検討項目

分科会設置による品目の追加又は基準の強化

- ・ ライフサイクルアセスメント（LCA）手法を用いて、特定調達品目中
で著しく温室効果ガス増加に影響を与えている品目を調査し、当該品
目の排出の増加要因を分析するため分科会を設置し、排出抑制のため
の適正な基準を設定、強化する
公共工事のロングリスト記載項目

2. 現行基準の強化・見直しについて（新規提案以外）**(1) 文具類、機器類**

プラスチックを主材料とする品目のうち製品の全体重量に占めるプラスチ
ック重量の割合が高い品目及び紙を主材料とする品目の判断の基準について、
可能な品目から検討する

(2) コピー機

- ・ 配慮事項に位置づけている特定化学物質について使用が制限された
又はリユースに配慮されたコピー機等について、判断の基準への見直
しを検討する
- ・ トナーカートリッジについての品目への追加の適否について検討す
る（プリンタ等についても同様）

(3) 電子計算機、テレビジョン受信機

省エネ法に基づく特定機器の判断基準の見直しに伴い、品目・基準の再追
加を行う

(4) ガス調理機器

省エネ法に基づくガス調理機器の基準のうち、グリル部、オープン部の基
準（H16.10 に当該基準が追加されたが、この基準を満足する製品数が市場に
少ない）を満たした製品の市場での供給状況を引き続き把握しつつ、グリー
ン購入法の基準の見直しを行う

(5) その他の省エネ法の特定機器について

省エネ法の特定機器の判断基準を特定調達品目の判断の基準としているものについて、省エネ法上の判断基準の見直しに伴って同様の見直しを検討する

(6) タイルカーペットについて

1～2年内を目処に、使用する再生材料の割合の見直しを行う

(7) 自動車について

税制改正要望に合わせた見直しを検討する

(8) 違法伐採対策について

林野庁作成のガイドラインの見直しに合わせた記載方法の検討を継続的に行う

(9) 役務について

新たに追加の対象可能な役務について検討する

3. その他（グリーン購入の推進に関する事項）

- ・ 地方公共団体（特に町村）への普及・啓発のためのガイドライン作成
- ・ 企業等への普及・啓発（ブロック説明会の規模の拡大）
- ・ グリーン購入法適合商品普及による市場全体におけるCO₂排出削減効果のPR
- ・ グリーン購入の国際動向調査

平成 18 年度特定調達品目検討会分科会設置要領（案）

1 目的

分科会は、平成 17 年度の特定調達品目検討会において合意された、重点的に特定調達品目の判断の基準を改定するため対象品目毎に設置され、公募される提案とは別に、大きな環境負荷低減効果を出せる品目について積極的に改善案の作成を行うことを目的としている。

2 検討事項

分科会の検討事項は次のとおりとする。

改善項目の検討

判断の基準（案）及び配慮事項（案）の作成

3 組織等

分科会は、検討会委員のうち一人を座長とし、その他の委員は検討事項に関連する学識経験者等のうちから、総合環境政策局長が委嘱する者をもって構成する。

座長は検討会の承認を受けこれを定める。

座長は検討会の議事運営にあたる。

座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する検討員がその職務を代行する。

4 検討会への改善案の提案

分科会は、第 1 回特定調達品目検討会までに、改善方針をまとめ提示し、第 1 回特定調達品目検討会の承認を受ける。

分科会は、第 2 回特定調達品目検討会までに、改善案をまとめ提示する。

5 改善品目の選定

改善品目は以下のいずれかを満足する品目を原則とする。

- 1．過去 10 年程度で広く浸透若しくは著しく機能が拡充し、一定以上のエネルギー使用量の増加がある品目
- 2．広く普及し、政府の調達数量や市場での販売台数が非常に多い品目

- 3．一般に市場に販売されている製品で、政府の一般事務上使用頻度の少ない機能を削減できる可能性のある品目
- 4．同一の品目内に複数の方式が実用化されているが、方式間に大きなエネルギー使用量の差のある品目

5 事務局

検討会の庶務は、環境省総合環境政策局環境経済課が行う。